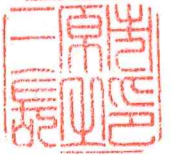


## 公示送達書

書類の送付について、送達を受けるべき者の住所及び居所、または所在地が不明のため、送達することができないため、地方税法第20条の2及び三原市税条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

三原市長 岡田 吉弘



送達すべき書類名	年度	期別	氏名
地方税法第329条に係る書類	令和7年度	第4期	DEJERO DASSEL JAVED PASCUA
以下余白			

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、7日を経過したときに書類の送達があったものと見なされます。

当該書類は、税制収納課へ保管してありますから、いつでも送達を受けるべきものに交付します。